



令和4年3月16日福島県沖地震関連

## 被災家屋等の解体・撤去について



ターゲット 13.1

令和4年4月18日

郡山市環境部

3R推進課

課長 小野 浩幸

TEL：924-2181

SDGs ターゲット.13.1 「自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適用の能力を強化」

令和4年3月16日福島県沖地震により被災した家屋や事業所等の解体・撤去について、生活環境の保全と市民生活の安全・安心の確保を図るため、所有者からの申し込みに基づき、市の事業として実施します。

### 受付

- 1 期間 4月25日（月）～7月29日（金） 午前8時30分～午後5時15分  
※土日祝日を除く
- 2 場所 3R推進課（市役所本庁舎1階）
- 3 受付方法 必要書類が多岐にわたるため、原則として窓口での対面受付となりますが、必要書類が全て揃っている場合には、郵送（簡易書留に限る。締切日当日消印まで有効。）でも受け付けます。

### 対象及び実施方法

#### 1 公費解体

##### (1)対象

り災証明書の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた、個人や中小企業が所有する建物や、これらと一体となっている工作物

##### (2)実施方法

被災家屋等の所有者に代わって、市が費用を負担して解体・撤去します。

#### 2 自費解体

##### (1)対象

り災証明書の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた、個人や中小企業が所有する建物や、これらと一体となっている工作物で、4月24日までに解体工事を契約し、「自費」により解体・撤去を行ったもの

##### (2)実施方法

市が事後的に費用の償還を実施します。ただし、市が費用負担者等に償還する金額は、市で定めた基準額を基礎として積算した額と、自費解体で要した費用とを比較して、少ない方の額を費用償還の限度額とします。

※これらの条件を満たす場合でも、対象とならないことがあります。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

申請書等

市ウェブサイトに掲載するほか、3R推進課窓口で配布します。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/55/34868.html>

